

令和7年度第1回伊勢原市人権施策推進委員会 会議録

〔事務局〕 人権・広聴相談課

〔開催日時〕 令和7年7月17日（木曜日）午後2時～午後4時30分

〔開催場所〕 伊勢原市立子ども科学館2階 会議室

〔出席者〕

（委員） 押久保委員、杉山委員、足立委員、石塚委員、藤川委員、
福田委員、小沼委員

（事務局） 市民生活部長、人権・広聴相談課長、ほか職員2名

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0人

〔配付資料〕

○資料1 伊勢原市人権施策推進指針（改定版）の再改定に向けて

○資料2 主な取組の実施状況と各委員から寄せられた意見

《審議の経過》

1 開会

○市民生活部長挨拶

○委員長挨拶

2 報告

（事務局）

○伊勢原市人権施策推進指針（改定版）の再改定に向け、市民意識調査を実施する予定であることを報告した。

（委員）

○平成19年の策定時から、「個」を大切にすることが入ったということは、非常に私としては嬉しいです。人権というのは、個人の尊重が一番の基本理念です。これは日本国憲法第13条に書いてあります。それが忘れ去られやすいので、これが入っていて、非常に嬉しいです。

○県内における状況と人権団体からの要請の部分で、ヘイトスピーチの記載があります。本当に、これは非常に大きな問題だと思っています。参議院議員選挙でも、政見放送を聞いて、驚いたことがありました。

○委員より、政見放送の内容について説明。

○選挙において、政見放送はそのまま流すということも、かなり微妙な問題がありますが、これはいくら政見放送であっても、私は流していけないと思うんですが、それ

が堂々と流れているというような状況です。

○国内・国外における人権を取り巻く状況では、このような法律ができましたということで、整備が行われてめでたしめでたしではありません。トランプ大統領の言う多様性や、あるいはヨーロッパであっても反移民の政党が政治に力を持っているわけです。私が特に詳しくやっているドイツでは、ドイツのための選択肢という政党が、移民を出て行かせて、ドイツ人のためのドイツというのを作ろうとしています。そういう動きが世界的に強いわけです。だからできれば、いいことばかりではなくて、そういうことも入れておいてほしいと思います。

(委員)

○ファクトチェックを新聞で見えています。悪口やヘイトスピーチが、政見放送として流れてしまうことは、そこに真実があるかのように受け止めてしまう人がとても多い。それと、政見放送だけではなくて、割と年配の方たちも含めて、SNSで真実かどうかというのを調べる人がとても多くなってきています。兵庫県知事の選挙のときに、ずいぶん問題にされましたが、参院選にも出されています。

○市の立場で、何が真実で、何が間違っているのか、テレビは見ない・新聞は読まない世代にファクトチェックを流すことはできないのか。どうすれば若い世代に、ファクトチェックが届くのか。

○真実はこれだと思いますと言って、真実ではないものを選ぶ人がいるというのが、すごく怖いなというふうに思います。

○委員より、クルド人に関する東京新聞の記事について紹介。

(委員)

○ファクトチェックの重大性を、私も非常に強く感じます。

○委員より、兵庫県知事選挙や南京大虐殺に関する例について紹介。

○だからファクトチェックの習慣をつけてもらう。最終的には教育でしょうけれど、それをこの人権施策推進指針に入れるということは、私も重要だと思います。

(事務局)

○これから策定を進めていきますので、そういった内容も加えられるよう進めていきたいと思っています。

(委員)

○外国人問題で、別に彼らは悪いことをしたくて入ってきているわけでもなく、不法滞在もなりたくてなっているわけではない人もたくさんいます。細かく説明できないことが残念ですが、結局は、国で次々と入国が可能になる法律を作ってしまったのです。

○委員より、外国人の日本語習得状況について説明。

○行政が、その外国人に対することをもう少し分かってもらい、もしくは毎回言っていますが、外国人の窓口を作って、市民に分かってもらえたらいいなと思っています。どうやったらうまくいくのでしょうか。

○外国人に関する問題について、各委員の経験をもとに情報共有を行った。

(委員)

○平成27年に、前の意識調査をしています。今度アンケートを取って、令和9年に改訂版を出すとのことです。ここで、これを提案されたということは、その調査の内容に関して、これではよろしいかということ確認でしょうか。

(事務局)

○今後、委員の皆さまの意見も伺いたいというところで、本日報告しています。

(委員)

○委員により、資料に記載の指針策定の経過を再確認した。

○これでスケジュール案の方見てみます。令和8年の1月から半年以上かけて調査内容を決定する。調査内容を決定して、印刷や発送準備とありますが、調査内容を固めるということで、半年以上かかっています。半年以上、必要でしょうか。

○さらに、男女共同参画プランの計画期間が令和5年度から9年度となっているので、このような期間で常に考えているから、このスケジュール案が出るのだと思いました。

○令和8年の8月9月に1か月かけて、印刷をして、調査を発送する。問い合わせ対応、2か月かけている。これは、ゆっくり回答してもらってもいいかなと思います。その次に、10月から翌3月まで、半年かけて回答の集計をして、分析します。

○集計報告を準備すると書いてありますが、今回の国政選挙を見ていると、情報が本当に数日、1週間ぐらいで出てきています。項目自体が確定してれば、半年もかけてやるというのは、市の計画全体とか、男女共同参画プランの計画期間に縛られているというところに、根本的な問題があるのではないかなと思います。

○もっと迅速にやらないと、その問題が出てきてしまっています。そのようなことだったら市民は承知しない、忘れてしまう、その間に時代遅れになります。

○外国につながる子どもたちについて、小学校から中学に入るところで来た人が、義務教育は、まず中学校ができない。高校になるときは、もう義務教育終わったからと言って何も見てくれないです。そういう人たちが、10年スパンだと大人になってしまいます。10代の人や小学生が、成人して働いています。言語や医療の問題も今やっていますが、こういうスパンでやるのは、本当に人権のセクションの姿勢が問われてしまうのではないかなという感じがします。早めてというのも、今からだと難しいのかもしれませんが。

(事務局)

○おっしゃられる通り、人権に関するさまざまな問題が非常に早いスパンで変わってきているということは、充分承知しているところです。お手元の資料にもあるように、県内のいろいろな自治体が今13市ほど指針を定めており、定めていない市もありますが、定めているところだと神奈川県でやはりスパンとしては10年や7年で、長いスパンで改定をしてきている、自治体の現状ではあります。

○人権意識は、意識の改革が基本となってきます。こまめに変わってもその成果が現れないので、ある程度長いスパンでこれまでやってきたということが、これまでの考え方だと思います。

○委員がおっしゃる通り、確かにここ数年変わってきているところもあります。神奈川県が平成25年から、やはり10年近くかけて、第2次の改定を令和4年に行っています。国や県の動向を見ながら、これまで作ってきているので、今回は令和4年度

県の改定などを踏まえながら、先ほどの法律の改定なども踏まえた内容に変えていく、落とし込んでいくというところが、市レベルでの指針になってくるかということもあるので、そういった状況も踏まえながら、改定のスパンも考えていければと考えました。

(委員)

○それで、前回のパートナーシップ制度の制定のときもそうでしたが、陳情が出たから、県内の市町村は10以上になったから、そういう話でやるのだけれど、そうではないと思います。今は、発想クルリン課という面白い課が出てきたから、そういうところに怒られないようにやってもらった方がいいという助言です。

(委員)

○男女共同参画プランに縛られているのではないかと、というのはどうでしょうか。人権問題は男女共同参画だけではないわけです。だから、あまりこれにこだわらなくても、よいのではないかと。これが遅れている一つの原因ではないかというところ、その点はどうでしょうか。

(事務局)

○そういうわけではなく、たまたま重なっている状況です。

(委員)

○対象者の無作為抽出とは、どのような感じなのでしょう。

(事務局)

○市のデジタル・行政経営課という部署にこのような条件で依頼すると、抽出されません。

(委員)

○世帯ですか、個人ですか。

(事務局)

○個人宛てになります。

～5分間休憩～

3 議題

(事務局)

○人権施策の点検・評価報告書作成に向けた流れについて説明した。

○人権施策推進指針(改定版)に記載している12の施策分野に関する令和6年度の取組状況に対する、委員からの事前の意見等を読み上げ、補足や追加の意見等を求めた。

(委員)

○それでは、1 基本的施策の推進(1)人権教育・啓発の推進から2 分野別施策の推進(5)同和問題までについて、順に確認していきます。

○1つ目に、こどもの人権SOSミニレターについての質問がありますが、いかがでしょうか。

(委員)

○人権擁護委員が、対応しています。夏休み人権子ども映画会という催しが、夏休み期間中に市内の児童コミュニティクラブ10か所があります。そこで、人権に関する映画をビデオで見せて、こどもたちに人権の大切さを教えています。映画の終わった後に、SOSミニレターというものがありますとお話しています。

○ミニレターは、小中学校に配布されているもので、困っていることがあったら、お友達とか親とか相談してみて、もしできなかつたら、このお手紙を書いてくれば、お答えして相談に乗ってあげますよ、というような形で、こどもたちにお話しているものです。

(委員)

○次のバリアフリー映画会について、これは行われなかったということでしょうか。
○私の知っている人で、本業は活弁士、昔の無声映画に音声を入れる人ですが、同じような技術で、音が聞こえない人に映画の説明をするっていうことを、東京の方で大活躍している人も知っているのです、もしやられるならば知らせてください。

(事務局)

○バリアフリー映画会は、図書館が主催している事業です。映画として流す映像資料を無償で提供していただいていた団体があって、無償であったのでできていました。映像資料が有償になり、借りられなくなってしまったので、映画会自体がなくなってしまったというような状況です。

○図書館には、そういった方がいることをお伝えさせていただきます。

(委員)

○次のページに移ります。こちら感想が多いですが。

(委員)

○法律相談については、私が書きました。地域で孤立死がありました。まだ対応していますが、長寿介護課に相談に行った時には、身寄りがないとか、親戚のいろいろをやっているところで、相続しないということで、最終的には人権・広聴相談課に行ってくださいと言われました。

○今は、もう弁護士にお願いしましたが、この時に、かなり混んでいて相談に相当時間がかかりますと言われました。相談する人が多いのか、相談を受けてくれる人が少ないのか、疑問に思いました。待ちますと言ったら、予約でいっぱいでした。

○これから、こういう問題がたくさん起きてくるから、もっと充実させてもらって、1か月も2か月も待つようでは困るので、充実させてもらいたいという希望でした。

(事務局)

○弁護士による法律相談は、毎週金曜日に実施しています。週の初めに予約を受け付けするので、待っても1週間くらいです。

(委員)

○かなり待ちますと言われて、結局、いろいろとやっているうちに弁護士を雇いました。

(事務局)

○神奈川県弁護士会もやっていますし、あとは、社会福祉協議会でも高齢者のための法律相談を実施しています。社会福祉協議会も、そんなにお待たせはしないとは思いますが。

(委員)

○そういう相談をした時に、私の場合は、生活保護を受けていた方のことで、生活保護の課の方にとずっと相談していました。ところが、負債を抱えていて、それをどうするかも、相談窓口が人権・広聴相談課の方でありますと言ってくれば良かったのですが、言ってくれませんでした。

○横の連携と言いますか、困っていますと言ったところの課から、こういう相談窓口がありますと案内が、それぞれの課でできていれば、一回で、次に行けると思っています。知っている人は知っているかもしれませんが、新しく配属された人などは、案内できないというようなことがあるのかと思いました。連携していけるように、相談窓口につなげていただきたいです。

(委員)

○人権政策全体への意見は、かなり本質的な質問というような感じですがけれども、書かれた方が出席されていたら、補足をお願いします。

(委員)

○この意見として、取組状況のところについて、意見を述べる前提として確認したい事項や確認しなければ意見表明できない事項が、あまりにもたくさんあります。

○さらには、単年度のデータだけや昨年との対比だけでデータだけ見ても、以前よりどれだけの効果が得られたか分かりません。過去3年間分ぐらいは推移として、ここに書いてもいいのではないかと思います。

○各委員にとって初めて聞く事業の場合、内容が不明だからコメントのしようがないです。単に、感想を述べるにとどまらざるを得ない状況にあることが、実体かと思えます。

○令和6年度から諮問機関ということで、市長の諮問に応じて、調査・審議して、その結果を更新するというので、条例に基づき設置された審議会だということです。前年度の取組状況を我々にチェックさせて、人権主管課に意見を提出するだけでは、我々が作業屋とか作業部隊になっている感じがします。これらの作業というのは、本来ならば、人権主管課の基本的な業務です。

○人権というのは全部の共通する問題なのに、なぜ市長部局にあるのか。全庁横断的な人権課題の問題の解決に向けた取組を担うセクションというものがいくつかありますので、この市長部局になぜ設置されているのか、その意味とか責務を改めて、主管課の皆様で再確認していただければ幸いです。

(委員)

○3ページの方は、防犯カメラは、どういう所に設置しているのですか、です。これは、答えが返ってくる可能性ありますか。

(事務局)

○防犯カメラは、基本的に警察と協議をして、どの辺りに付けるのがいいのかというところは、調整をさせてもらっています。市が単独で、交通状況とか犯罪状況を全て把握しているわけではないので、警察と協力しながら設置しています。

(委員)

○防犯カメラの設置というのは、人権をやっているものにとっては、二律背反の最たるものであります。安全を考えたならば、至る所に防犯カメラがある方がいいに決まっています。犯罪を防ぎます。映ったならば、犯人を捕まえられますから。

○でも、プライバシーというものがあって、公権力の監視のないところで自由に生活するというのも、これも人権の別の一面です。だから、どれだけのところで設置するかというのは、その2つの面で問題になってきます。

(事務局)

○先ほどのような回答になるかと思えます。

○毎回どうでしょうか、というお話があります。また、毎年防犯カメラの予算がつくわけでもありません。実は本年度もついてないので、そういった新規で設置は、ある時とない時とがあります。

(委員)

○自治会の方から申し上げますと、多分、ここの3か所は、ゴミ捨て場近辺のものではないか、と想像はあります。缶など、いろいろなものを持って行ってしまうことが頻繁にありまして、自治会の方で特にそういう危険があったところは、防犯カメラ等を設置した方がいい、そのゴミ集積所の周辺が強化されたのではないかと想像されます。持って行ってしまうこととは反対に、夜中に車が止まって、ゴミを入れて行くこともあります。

(事務局)

○この防犯カメラは、ゴミステーションではなくて、大きな交差点がメインになってきます。去年は、こういうところに設置しましたというのは、結果のところは言えません。これからつけるところは、まだ協議中のためお答えできませんが、結果は回答でご提示させていただきます。

(委員)

○分かりました。どういうところにつけるか、よく司法試験などの問題でも出ます。公園で防犯カメラを設置したことによる人権問題です。例えば、防犯のためには設置した方がいいのですが、映像を警察が見ているのはどうなのか。それはプライバシーの侵害ではないかと思えます。かなり微妙な人権問題になってきますが。

○4ページ目の1つ目は、子育て支援センターを利用することで、虐待防止につながると良いと思う、提言と言ってよいのでしょうか。

(事務局)

○分庁舎を、市役所の東側に建設して、この4月にオープンしました。以前は、道を挟んだ分室に子育て支援センターがありましたが、その機能を分庁舎の2階に持ってきて、さらに大きなスペースとなりました。厚木などの近隣の市からも、施設が綺麗だということで、使われるようなケースも増えてきています。当然、市民の方も増えてきていますが、こちらでご心配されているように、子育て支援センターという機能が非常に虐待防止に有益で、情報交換またはちょっとした内面の不安を聞けるようなことができます。子育てアドバイザーもいますので、活用できるようにしております。

(委員)

○次は、朝の居場所づくりに関する事。その次が、いじめ防止の具体的な対策についての質問です。こちらは、本日回答が可能でしょうか。

(事務局)

○担当課に確認いたします。

(委員)

○次の項目は、鎌倉市の由比ヶ浜中学校の開校を聞いたため、そういう場所があることをお知らせしたく記載しました。

(事務局)

○フリースクールについては、4月からNPO法人が新たに設置をしました。場所としては旧中央保育園の建物です。不登校児の居場所として、そちらの方に来られる場所が作られています。一応それは市というよりも、NPO法人が作りました。市としても、その場所をうまく機能させるような形をとって、連携しながらやらせていただいています。

(委員)

○旧中央保育園は、民間の保育園に変わったのではないですか。

(事務局)

○障がい児の通うスペースと、市の保育士が地域に出向いて家庭の問題を解決するような拠点にしていたのですが、今回保育士の拠点だったところにフリースクールをおくような形をとると聞いています。

○そのため、今フリースクールがあるのは、市の方で設置している伊勢原南コミュニティセンターに一か所、それからもう1つがNPO法人で設置している旧中央保育園です。

(委員)

○続きまして、5ページです。アンガーマネジメント研修に対する質問です。やはり人間だと、子育てあるいは介護で、頭にくることは必ずありますので、こういった取組は重要だと思います。

(委員)

○こちらを受講したことがあります。要するに、怒りが出たら6秒間待つ・耐えるという感じです。

○実際に、周りにいる人と対話しながら、今日、こんなことがこうなると練習してみました。6秒ということが印象的でした。6秒抑える、それがアンガーマネジメントでした。

○いろいろな方が来ていましたが、やはり介護の必要な家族を抱えている、大人の方ばかりでした。勉強のために参加しましたが、来ていた他の方見ると、真剣な方もいらっしゃいました。

(委員)

○次の取組は、ひとり暮らしの高齢者についてです。

(委員)

○登録制度について、令和6年度は846人の登録があったとあります。登録ですから、実際のひとり暮らしの人の数ではありません。例えば、私が担当している地域は、ひとり暮らしが30人いても、登録しないでがんばるという人がいるわけで、登録しているのは5、6人です。

○65歳以上の方が、ひとり暮らしの登録ができます。ほとんどが、皆さん元気です。私のところは、80歳以上の方が60人近くいますが、その方たちがやっと皆さん自分からお願いしに来られます。

○一応、私は、登録をしてもしてなくても、しつこく、嫌がられても、必ず訪問には行きました。ただ、これは資料にも記載がありますけれど、全体を把握する必要があるかということに関しては、全部把握してしまうと民生委員がきつくなってしまいます。

○例えば、100人いるから行ってくださいということになると、私たちはあくまでボランティアなので、難しいです。耳に入った、「あの人のご主人が亡くなったから、ひとり暮らしになってしまった」って、分かる範囲で見つけて、何かあったら行きましようということ。隅から隅までひとり暮らしの人を探して、全部見ましようということであるとすごくきつくなるということで、そのようにしています。

○情報の共有に関しては、先ほどお話した孤立死の件も、亡くなった方が救急車で運ばれたことがあります。病院に入ったのですが、すぐ出てきて、病院が受診予約を取っていたときに、来ませんでした。病院が地域包括センターに電話して、あそこの家の方が来ないから、様子を見に行ってくださいということで、包括センターが見に行った。それから、市の長寿介護課にも連絡したけれども、民生委員には連絡がありませんでした。他のところから知りました。

○結局、知ったときにはもう亡くなっていて、警察・消防・長寿介護課の方が来て、突入した後でした。もうちょっと早く知っていれば、なんとかできたのではないかと、なんで知らせてもらえないのか、と疑問に思っているところです。

○民生委員は、何かあったらすぐ市や包括センターに言って、対応してもらいます。途中で得た情報を、民生委員に共有することはできないのでしょうか。

(事務局)

○担当課に、どのような判断、情報の取り扱いや役割分担・連携になっているか、

確認いたします。

(委員)

○6ページに移りまして、障がい者に関する取組です。権利擁護のところに、「合理的配慮」の記載があります。

(委員)

○障がい福祉課を訪ねて、合理的配慮のことを話したら、「何ですか、それって」と職員に言われてしまいました。

○委員から、障がい者差別解消法とその改正の経過等について説明。

○私たちも含めて、勉強した方がいいのではないということで、挙げました。

(事務局)

○毎年、職員には障がい者差別解消法の研修をやっているはずです。

(委員)

○その方が受講していなかったということでしょうか。

○民生委員の活動には3つの部会があり、その1つに障がい者部会があります。そこに、障がい福祉課から職員が来て話をしてくれることになったのですが、合理的配慮について入っていなかったの、話してくれないのかと聞いたら、それは何ですかと言われました。

(委員)

○キーワードになってきますので、対応をお願いします。

○障がい者を決定の場に入れてほしいという部分も大切です。ぜひ、入れてください。

○次の項目については、かなり強い要望です。

(委員)

○ガイドヘルパーは、家族が利用しています。最終的に事業所まで行かなくてはなりません。IT技術を活用して、終わりましたという確認が取ればいいのではないかと事業者に提案しましたが、事業所も「なかなか言っても変わらない」とのことでした。

○どのような経路なら、こういう手続きの簡素化が実現するのでしょうか。ハンコを持って、事業所も車でないと行けないところなので、結局保護者が行かなければなりません。保護者が寝込んだり、行けなかったりしたらどうすればよいのでしょうか。だからガイドヘルパーさんを頼んでいるのに、ということもあるので、矛盾するのではないかと思います。

(委員)

○インターネットでのやり取りがコロナ以来に盛んになったので、大学でも押印というのはやらなくていいようになっていきます。これは、きちんと考えてほしいと思います。

(委員)

○「事前登録型本人通知制度」に関しては、前回は提案しましたが、結局は近隣の調査ということで終わっています。

○実際にこの制度は、近くだと厚木市、県下だと2か所、厚木市と湯河原町には導入されています。

○委員から、事前登録型本人通知制度等関連する制度について説明。

○現在の制度では、不正に使われていたことがはっきりしたら、本人に通知します。裁判所の結果などを待たなければいけません。後手に回ってしまいます。

(委員)

○それでは続いて、2分野別施策の推進(6)外国人から(12)さまざまな人権問題について、順に確認していきます。

○1つ目の「日本語を学んでほしい」という意見について、日本語ができないからと、いじめにつながるとより怖いと思います。実は、ドイツで2年ほど暮らしたことがあります。お役所の方が、ドイツ語のできない外国人に対して、英語などを許さないで、ドイツ語で話しつつけるというようなことがありました。

(委員)

○なんとかがんばって片言の英語を話しているところを、辛抱強く聞いてあげてことを要望したいです。ある程度、何が言いたいかというのは通じます。

(委員)

○最近、スマホで翻訳機がありますから、便利になっている部分もあると思います。

○ご本人たちが、自分たちの生活をもっとレベルアップしたいということで、自主的に日本語を学ぶ意思があって取り組むのだったらいいと思いますが、日本人がこういうことを言う立場というのは、どうなのだろうというふうに逆に思います。

(委員)

○実習生として、日本でやっていきたいと思う人たちは勉強しています。出稼ぎに来ている人たちは、勉強する時間がありません。

○また、ベトナムの方と近いのですが、ベトナムの人たちは英語が全くダメです。ちょっとした単語も通じません。それがエンジニア以上になると、英語はペラペラです。派遣会社が、喋れなくても連れてきてしまいます。仕組みの問題です。

○ここに書かれたことで、胸が痛いなど思ったのは、彼らは勉強したくてもできないです。しようと思う人たちは、日本語学校もありますし、自分たちでもやろうとしている人はたくさんいます。

(委員)

○勉強したくともできない人もいるということ、理解するという態度が重要ではないかという委員の意見があったことを、担当課にお伝えいただきたいと思います。

(委員)

○日本語指導については、2校支援に行っています。厚木寄りの高森地区に、外国

につながるのがあることも多いです。

○1学期に、アメリカから来た5年生を見てくださいと、いきなり言われました。スマホを出して、適当な単語を並べて、コミュニケーションができました。ただ、ボランティアではなくて、ある程度、きちんと教育委員会の方から日本語の指導ができる人を雇ってもらいたいと思います。

○公民館での学習もありますが、指導者がいなければ意味がありません。

(事務局)

○日本語ボランティアの養成講座について、参加していただいた方は、既存の2つの団体の方に参加していただいて、徐々に増えています。ある程度の人数は確保できているので、一旦、講座は休止しています。

(委員)

○多言語放送については、その後の進捗を、担当課より回答いただければと思います。

○次の事業、疾病については、感想をいただいています。

○8ページに移りまして、犯罪に関わる人権侵害です。

(委員)

○こどもが中学生のころ、飲酒と喫煙の害についての授業が行われていたことを覚えています。授業をするタイミングが大切だと思うので、現在の取組について、確認したいです。

(委員)

○次の労働者に関するところでは、まず「ブラックバイト」に関する担当課への質問があります。また、ハローワークについては、私が質問しました。回答をお待ちしています。

○高齢者の就労については、2件ご意見をいただいています。

○9ページは、インターネットに関することで、指導の内容についての質問と強化してほしいとの要望です。

(委員)

○若い世代は、生まれたころからインターネットがあって、慣れていると思います。反対に、後からインターネットが入ってきた高齢者の方が、インターネットに対する耐性がないため、影響があるのではないのでしょうか。ファクトチェックは重要です。インフルエンサーの投稿を信用して、すぐに拡散されてしまいます。

(委員)

○災害発生時の人権について、福祉避難所のことの補足をお願いします。

(委員)

○福祉避難所が、地図を見るとあります。何かあったときに、要支援者という、障がいのある方などの方たちが行くところだと思うのですが、実際には、最初にみんなと同じ避難所に行かなければなりません。その中で問題があったら、福祉避難所

を開設するということらしいです。

(事務局)

○福祉避難所で最初から受け入れてしまうと、受け入れの人数が分からない中で、ある程度のキャパシティが決まっているので、一旦通常の避難所で受け入れてから、必要性のある方を福祉避難所にご案内するようになっていると思います。

(委員)

○要支援の人は、こちらにしてくださいと言え、できるのではないですか。

(委員)

○例えば、大田地区などは、水が溢れてしまうところがあるそうです。分かっているのだから、そこにいないで、そういう情報があったら福祉避難所の方に行くことや、高齢者を連れて行くことなどが、あってもいいのではないかと思います。

○でも、実際には開設していません。地図には、何か所かあります。これは利用できるのか聞いたら、まだ駄目だということでした。1回、自分たちの地域の避難所に避難して、そこで必要だと思ったら移動する。面倒くさいことやっているとしました。そういう中で、まだ1回も利用はないと思います。

○でも、非常に大事なところです。避難所にしても、問題があると思います。精神の病気の人もあるし、知的の障がいの人もあるし、いろいろな障がいの人がその中で一緒にということは、とても大変だと思います。

(事務局)

○福祉の専門的知識であるとか、支援できる方をそこに配置していないとできないことがあります。

(委員)

○調べてみると、避難所が施設になっているところが多いです。

(事務局)

○確か、施設になっているところの方が受け入れしやすいので、施設に頼んでいるのだと思います。

(委員)

○もう少し、定義というか、せつかく福祉避難所を作ろうということならば、活用できるようにしないといけないと思います。実際に、何かあったときには、絶対必要だと思います。有事のときにも。

(委員)

○そういうようなところで意見および質問というような形で、お答え願えればと思います。

○次は、富士山大噴火について、書かれた方はいらっしゃいますか。

(委員)

- これは、実際に自治会で取り組んだのですが、ここに書いてあるように、危機管理課の職員に来てもらい、映像やいろいろなデータを使って説明していただき、「富士山大噴火に備える」ということでやってもらいました。
- とても分かりやすい内容でした。地域の人たちだけでどうにかできることではない、という結論になりましたが、知識として、火山灰の降灰対策ということが一番重要だと言われました。
- 火山灰は、水をかけると固まってしまうから、絶対に水をかけないでください、という知識があるだけで、処理の仕方に配慮ができると思います。知らないで、ぱっと散ったものに水をかけて、普通の土のように綺麗にしようと思います。すると、全部固まってしまうので、取り除けなくなるそうです。そういうことが分かっただけでも、この講演会は、とても有意義だったと思います。
- 小田原市でも、富士山が爆発したらどうしますかという対策になっています。灰が降るのは、東京23区まで全部影響があるというふうに言われています。ぜひ、市の災害対策として、取り上げてください。
- 実際問題が起きたときに言っても、分からないと思うので、すぐ動けるように、事前にその知識をきちんと入れていただきたいと思います。

(委員)

- 市民生活に重要な影響が出ることでしょうから、課題として取り上げてくださいという要望です。危機管理課に答えてもらうようにしてください。
- デジタル技術を活用した災害広報活動とは、具体的にどのような活動でしょうか。これはこの場では、回答は難しいでしょうか。

(委員)

- 自治会の自主防災リーダー研修会があって、QRコードやくらし安心メール等で各自治会の避難所の開設場所、そういったものをお知らせするというのをやりました。ただ、この自主防災リーダー研修会に参加するのは、各自治会の会長、副会長、リーダーの2人から3人ですから、限られた人数にしかこういった情報はいかないです。これをもとに、回覧する自治会もあれば、ある程度周知できると思いますが、非常に良い情報を持っているにも関わらず、あまり市民に浸透されていないのではないかという印象です。

(委員)

- 浸透させるための、努力ができていない。

(委員)

- できていないと思います。こういうQRコードの掲載されたものも、市民に配布できるのですが。

(委員)

- でも、あまりQRコードを使えない方もいます。

(委員)

- 回覧で回すレベルはしてあげないといけないと思います。

(委員)

○印刷して、住民に配って欲しいです。

(委員)

○各戸に1冊ずつとか。

(委員)

○市民に浸透させる、例えば、回覧などそういうことをする要望も、委員からあったことも付け加えて担当課に伝えていただければと思います。

○では、最後のページにいきましょう。10ページです。

(委員)

○パートナーシップについて、去年もファミリーシップの検討ということを行っています。ファミリーシップ制度となると、お子さんも含めての形で家族ですという行政側の証明のようものが出て、家族ではない扱いから、家族であるという扱いに変えていくという方向に、今来ているのかなと思います。

○どういう形が一番いいのかということになると、本当は国の方で、婚姻制度を検討していただかないといけないとは思いますが。そこに至るまでの間に、本人たちがいろいろと、最低限困らないようにしていく。病院に入院したとき、財産の問題や保険に入るときの問題など、困らないようにしていくということを考えると、パートナーシップだけではなくて、ファミリーシップ制度ということで考えていった方が、当面乗り切れることも多くなるのかなと思います。

○これは、LGBTの人だけではなくて、事実婚を選んでいる方たちについても対応ができることです。今年度、もしかしたら選択的夫婦別姓が通るのかなという期待がとてもありましたが、もう俎上にも載らないということになってしまいました。名前を変えたくないという女性の社会への進出などもあるので、どうしても事実婚を選ばないといけない、または事実婚にしてしまったほうが自分にとってのいろいろな意味で、アイデンティティを守れると思っている人たちにも対応できると思います。

(委員)

○残念ながら世論調査すると、この問題は、選挙の争点としては1%ぐらいしか関心がないので、事実婚を選びたい人にとってはものすごく切実ですけれども、国民全体が変えようとしているとは言えないので、当面の間この状態が続くと思われま

(委員)

○全員に姓を別々にとっているわけではなく、やりたい人はこれも選べます、従来の婚姻制度も選べますという選択制があるのだから、それはやりたい人がやればよいと思います。

(委員)

○そう思ってくればよいんですが、未だに、全体的に関心は高くはないです。そ

れよりも、例えば選挙だったら、経済や文化などへ圧倒的に関心があってしまいます。ですから、当面ファミリーシップという制度を導入するということは、非常に重要な提言だと思うのでお答えをお願いします。

○最後の、全体的に中々進まないことは、本当に大きな提言というか苦情というか要望というか、あるいは激励かもしれません。

○予定時間より30分経ちましたが、以上でよろしいでしょうか。どうしてもということがありませんか。それでは、事務局の方から、このことについて付け加えたいことがありますか。

(事務局)

○改めてのお伝えになりますが、事前にいただいたご意見と今日いただいたご意見を各担当課にフィードバックして、次の会議の資料とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

(委員)

○ちょっと、一步でも二歩でも進むことができるように。

(委員)

○現実は一歩二歩としか進まないものですから、一気には変わらないですから。でも変えていかないと、ということです。

○それでは、委員の皆様から何か伝達事項とかありますでしょうか。よろしいでしょうか。

○その他、委員からの情報提供や伝達事項等は無かった。

(委員)

これで本日の議事は全て終了いたしました。

4 閉会

○副委員長挨拶

以上